

○ 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文  
 日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法第二十六条第一項第一号及び第二号に規定する建設に関する事項</p> <p>二 法第二十六条第一項第三号に規定する特定下水道工事に関する事項</p> <p>三 法第二十六条第一項第四号に規定する設計、監督管理及び維持管理に関する事項</p> <p>四 法第二十六条第一項第五号に規定する維持又は修繕に関する工事に        関する事項</p> <p>五 法第二十六条第一項第六号に規定する技術的援助に関する事項</p> <p>六 法第二十六条第一項第七号に規定する養成及び訓練並びに技術検        定に関する事項</p> <p>七 法第二十六条第一項第八号に規定する研究、調査及び試験並びに        普及に関する事項</p> <p>八 法第二十六条第一項第十号に規定する建設及び技術的援助に関す        る事項</p> <p>九 （略）</p> <p>（特定下水道工事の公告）</p> <p>第二条 法第三十条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報        に掲載して行うものとする。</p> <p>一 特定下水道の種類及び名称</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十七条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法第二十六条第一項第一号に規定する建設に関する事項</p> <p>二 法第二十六条第一項第二号に規定する設計、監督管理及び維持管        理に関する事項</p> <p>三 法第二十六条第一項第三号に規定する技術的援助に関する事項</p> <p>四 法第二十六条第一項第四号に規定する養成及び訓練並びに技術検        定に関する事項</p> <p>五 法第二十六条第一項第五号に規定する研究、調査及び試験並びに        普及に関する事項</p> <p>六 法第二十六条第一項第七号に規定する建設及び技術的援助に関す        る事項</p> <p>七 （略）</p> <p>（新設）</p>

二 工事の区域又は区間

三 工事の種類

四 工事の開始の日

2 前項の規定は、法第三十条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第四号中「開始」とあるのは、「完了」と読み替えるものとする。

第三条 (略)

(経理区分)

第四条 事業団は、次に掲げるところにより経理を区分して整理しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同項第十号に掲げる業務に係る経理

二 (略)

2 (略)

第五條 第八條 (略)

(収入支出予算)

第九条 毎事業年度における事業団の全ての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 (略)

(予算の添付書類)

第十条 事業団は、法第三十八条の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 三 (略)

第二条 (略)

(経理区分)

第三条 事業団は、次に掲げるところにより経理を区分して整理しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同項第七号に掲げる業務に係る経理

二 (略)

2 (略)

第三条の二 第五条 (略)

(収入支出予算)

第六条 毎事業年度における事業団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 (略)

(予算の添付書類)

第七条 事業団は、法第三十条の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 三 (略)

第十一条 (略)

(債務を負担する行為)

第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。

(予算の流用等)

第十三条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2・3 (略)

第十四条 (略)

(決算報告書)

第十五条 法第三十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第八条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

第十六条・第十七条 (略)

(借入金の認可)

第十八条 事業団は、法第四十二条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提

第八条 (略)

(債務を負担する行為)

第九条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項に規定する業務を行なうため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。

(予算の流用等)

第十条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2・3 (略)

第十一条 (略)

(決算報告書)

第十二条 法第三十一条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

第十三条・第十四条 (略)

(借入金の認可)

第十五条 事業団は、法第三十四条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提

出しなければならない。

一〇七 (略)

2 前項の規定は、事業団が法第四十二条第二項ただし書の規定により借換えの認可を受けようとする場合に準用する。

(重要な財産)

第十九条 法第四十六条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに国土交通大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第二十条 事業団は、法第四十六条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

第二十一条 (略)

(不動産登記規則の準用)

第二十二条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三条第一項第四号(同規則第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。)、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第八十二条第四項の規定については、事業団を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

出なければならない。

一〇七 (略)

2 前項の規定は、事業団が法第三十四条第二項ただし書の規定により借換えの認可を受けようとする場合に準用する。

(重要な財産)

第十六条 法第三十九条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに国土交通大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 事業団は、法第三十九条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

第十八条 (略)

(新設)